

●採水口設備の設置基準●  
消防法施行令第27条抜粋

- 消防用水は、建築物の各部分から消防用水までの水平距離が 100m以下となるように設けること。
- 消防用水は1ヶ所につき、有効水量は、 $20\text{m}^3$ 未満（流水の場合は、 $0.8\text{m}^3/\text{min}$ 未満）のものであってはならないものとする。
- 地盤面より高い部分に設ける採水口は採水口の位置で開閉弁の操作ができる構造とすること。
- 採水口・口金は消防用水が地盤沈下で4.5m以内の場合はネジ式で加圧送水装置付き、または消防用水が地盤面より上部の時は差込金具でよい。